

国保だより

平成22年11月30日発行

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

歯科医師国保組合 保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

$$\boxed{\text{国民健康保険料}} = \boxed{\text{医療分保険料}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金分保険料}} + \boxed{\text{介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)}}$$

■ 保険料の月額

		月額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	21,100	16,000 + 2,400 + 2,700
	介護保険料なし	18,400	16,000 + 2,400
乙種組合員	介護保険料あり	12,100	7,000 + 2,400 + 2,700
	介護保険料なし	9,400	7,000 + 2,400
勤務医	介護保険料あり	14,600	9,500 + 2,400 + 2,700
	介護保険料なし	11,900	9,500 + 2,400
甲乙種家族	介護保険料あり	9,100	4,000 + 2,400 + 2,700
	介護保険料なし	6,400	4,000 + 2,400

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、介護分保険料は、40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料です。

重要!

健康保険適用除外に該当する事業所は手続きを!

健康保険適用除外とは?

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(**常時5人以上**の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっていますが、**適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。**

※なお、厚生年金は適用除外の条項がないので、加入の義務があります。加入の手続きが遅れた場合、2年まで遡及される場合があります。該当される事業所は必ず手続きをされますようお願いいたします。

★ 適用除外は随時必要です!

すでに適用除外をしている事業所で新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについて**随時適用除外の申請が必要**となります。

★ パートさんの取り扱いについて

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありませんが、**労働時間が常勤の4分の3以上をこえるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱い**を受けます。

★ パート証明について

法人及び強制適用事業所においては、パート証明を提出していただいております。様式は組合にございますのでご連絡下さい。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、**適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された場合は必ず組合へご連絡下さい。**

■ 適用除外申請の流れ

1. 適用除外を受けようとする方について、申請書に記入・捺印する。
(正・副2枚とも)(印鑑は認めでも可)

2. 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。

3. 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で手続き。

厚生年金加入に関する事務手続きについては、年金事務所にお問い合わせください。

※年金事務所では月に1回、新規加入者のための説明会が行われています。

4. 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。

※過去に手続きをされて、まだ“副”をお送りいただいてない分がございましたら、必ずお送りください。



国内外宿泊保養施設利用の補助

- ◇対象者:当組合の被保険者
- ◇補助額:1人1泊 : 2,000 円
- ◇申請方法:お申し出により組合から申請用紙をお送りいたします。
ご記入捺印のうえ、領収書(宿泊者の名前が載っているもの)を添えてご提出ください。
※申請は年度内1回限りです。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q (従業員さんからのご質問)

引っ越して住所が変わりました。住所変更の届け出は必要ですか？

A 従業員さんの住所が変わった場合の届け出は必要ございません。
ただし、先生の診療所の住所が変わった場合は、届け出が必要ですので組合までご連絡ください。

Q 先月まで入院して退院しました。高額療養費の申請はどのようにすれば良いですか？

A 高額療養費に該当する可能性がある方には、入院後約2ヶ月後に当組合より案内文書とともに申請書をお送りします。必要事項を記入し、必要書類を添付してご返送ください。



交通事故！！でも、国保で治療が受けられます。

保険証を使用された時は、必ず当組合までご連絡ください。

■ 左のパンフレットを同封しております。ぜひ、ご一読ください。



加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

編集後記

自衛隊のヘリコプターに乗ってきました。ヘリコプターは生まれて初めてでした。CH47-Jという機体で、右の写真のとおり、中は広いです。が、音はうるさく(耳栓が必要)、震動がとても激しかったです。熊本空港横の飛行場～南阿蘇の俵山上空～阿蘇の米塚と中岳のルートでした。旅客機の窓からとは違う景色に感動しました。



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>
